

平成31年1月15日

保護者様

千葉県立千葉女子高等学校  
校長 山崎成夫

### インフルエンザ罹患時の登校許可証明書の扱いについて

厳寒の候、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校教育活動に、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今年もインフルエンザの流行期を迎えました。本校では医師によりインフルエンザと診断された場合には、学校保健安全法（第19条）により、出席停止等の措置を行うとともに、登校再開の際に「登校許可証明書」にて医師の証明をいただいております。

しかし、医師の証明にかかる費用等で保護者に負担がかかることや、平成30年10月に厚生労働省より、「インフルエンザ罹患後の治癒証明については、医療機関への負担をかける恐れがある。」との見解が示されたことを踏まえ、インフルエンザに限り、別紙に示した保護者記載による「インフルエンザにおける療養報告書」を提出することで、出席停止等の措置及び登校再開を可能にすることとします。（他の感染症はこれまでどおりです。）

なお、療養報告書は、本校HPよりダウンロードしてお使いいただくことができます。

今後のインフルエンザ対応については下記のとおりです。学校における感染症の流行を予防するために、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 〈今後のインフルエンザ対応〉

- 1 医師によるインフルエンザの診断を受けた際に、出席停止期間についての指示を仰ぐとともに、診断を受けた旨を学校に連絡する。
- 2 医師の指示のもと、必要期間療養する。
- 3 医師の指示による出席停止期間の療養を終え、登校する際は別紙、保護者記載による「インフルエンザにおける療養報告書」を医療機関の領収書、または検査結果を添付し担任へ提出する。

※ 従来どおりの医師の証明による「登校許可証明書」の提出でも構いません。

